

日本を「反面教師」に 過労死予防を目指す 韓国の動向

2024年8月31日(土)
13時～17時
オンライン

脇田 滋
(元龍谷大学)

1. 困難と抑圧の時代を経て 労働人権実現へ進む韓国

軍事独裁政権 産業安全保健法（産安法）制定（1981年末）

1987年6月、民主化闘争→「下から」の安全保健運動 活発化

1988年 **文松勉・水銀中毒死、源進レーヨン・二硫化炭素被害事件**

→被災者・安全保健団体の連携 →93年「源進財団」設立

1997年外為危機

金大中 (98) ・ 盧武鉉 (03) 政権

深刻な経済危機→労働環境の劣化→職業病・職業関連性疾患、産災脆弱層の増加の増加 多くの「労働安全保健団体」の登場

李明博・朴槿恵 保守政権 (08～17) の9年間

新自由主義・親企業政策、矛盾拡大、大企業の横暴、危険の外注化→労働組合（現場）と労働安全保健運動団体（市民社会）の連携

サムソン電子・白血病事件 →「パンオルリム」（2007～2018）

過労死・過労自殺問題に注目

文在寅政権 (17) 労働時間短縮、産安法改正、重大災害処罰法

尹錫悦政権 (22) 反労働・親企業政策。過労・ストレスの増加

2.労働安全保健運動と「過労死」問題

(1) 韓国における労働安全保健問題

- 韓国は、OECD諸国の中で労働災害による死亡が突出して高い
2020年、韓国 労災事故死亡 882人、一日平均2.4人
イギリス 111人→人口を考えると韓国はイギリスの約10倍
→追加資料 (1)
- 競争原理 社会、とくに企業（生産性、革新、消費者の利便性、コスト削減、危機打開、競争力などの用語が蔓延）
不断の競争 進学、就職（正vs非）、就職後の業績評価
「低成果者」40～50代で退職「起承転鶏」

(2) 1980年代から注目され始めた過労死問題

- 多数の事故災害死亡の影に隠れていた「過労死」問題が顕在化
→異常な長時間労働、競争によるストレス
- 日本の過労死弁護団・家族の会の活動・裁判に注目 (90年代)
- 法制度的には現在も「過労死」の定義などは未だ定まらず
「ハラスメント」→2022年イム・サンヒョク院長の報告
2018年 「産業安全保健法」第26条の2で感情労働者保護規定導入

3.生命軽視・利潤追求の 企業活動への社会的非難

- 1997～1998年「IMF危機」（企業倒産、大量の解雇・失業）
経営者・企業 労働者の生活、生命・健康を犠牲にした経済回復追求
①非正規職（有期雇用、下請・派遣、個人請負など）導入
②労働密度強化・長時間労働など、
→「いのちよりカネ」を追求する企業経営が強行された。
- 「サムソン」電子の白血病・職業病事件（死亡者118名）
→2007年11月、「パンオルリム」（19の市民団体が共同）
2018年に画期的な和解 →反過労死運動にも大きな影響
- 「過労死」「過労自殺」の問題に関心が集まる
2014年に制定された日本の「過労死防止法」への大きな注目
2017年～2018年には
「過労死予防センター」、「過労死OUT共同対策委」、
「韓国過労死・過労自殺遺族会」が結成された。

4. 労災・過労死責任の追及と 真の実効的規制を求めて

・2017年からの文在寅政権は、「労働尊重」を公約に**労働時間短縮(残業含め、週52時間上限)**、非正規職の正規職化などの政策を進めた。また、危険業務に従事する下請・派遣労働者などに労災死亡が多いことから「**危険の外注化禁止**」を主な内容とする「産業安全保健法全部改正」を実現した。さらに、労働・市民団体は、2020年から、韓国版「企業殺人法」として「**重大災害企業処罰法**」の制定を求めて活発な運動を進め、同法案は、2021年1月、国会で可決・成立した。

・しかし、2023年からの尹錫悦政権は、文政権で成立した週52時間上限規制を後退させ、「**週69時間**」導入などを進める、強硬な反労働政策を進め、労働・市民団体は、「過労死助長」政策だと強く反発している。2024年4月の総選挙で大敗した政府・与党は「レームダック」状況にあるが、議会で多数の野党が発議する労働関連法案（「過労死予防法」案を含めて）が、仮に発議・可決されても尹大統領は、前国会で行った拒否権行使を繰り返す可能性があり、状況がどう変わるか予断を許さない。

5. 小括

- (1) 韓国に影響を与えた日本の過労死反対運動
- (2) 専門家（医学、法学、社会学、福祉学など）と労災市民団体の幅広い協力・連携
- (3) 利潤優先に固執し生命・健康を軽視する企業責任を妥協無く追及
- (4) 労災・過労死の広がり と差別的雇用形態との関連を機敏に把握
- (5) 過労死予防法制定と今後の日韓交流の必要性

(1)韓国に影響を与えた日本の過労死反対運動

韓国では、過労死については、初めは日本の医学的な「過労死」の定義、過労死相談活動、過労死裁判、次に「過労自殺」の概念、「過労死防止法制定」運動、過労死家族の会の取組みなどが、韓国の関係者に大きな影響を与えた。

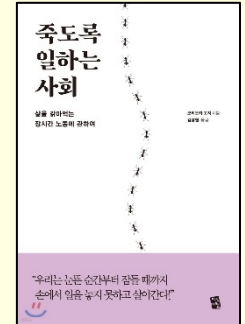
また、森岡孝二さん、川人博さん、高橋幸美さんらの著書が韓国語に翻訳され普及している。

ただ、**2017～2018年以降は、日本のように「過労死一般」の団体や取り組みはあまり見られない。**

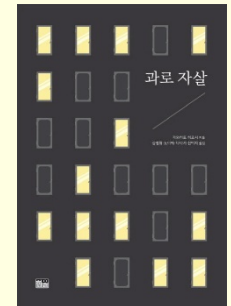
むしろ、「危険の外注化」「警備労働」「宅配労働」「感情労働」などのテーマ(イシュー)毎に、時々の政権や議会とは対立または連携しながら、「反過労死」の取り組みが、対企業だけでなく、立法闘争を含めてダイナミックにかつ活発に展開されていることが特徴となっている。



森岡孝二
『雇用身分社会』(2017)
『死ぬほど働く社会』(2020)



高橋幸美
『ある過労死』
(2018)



川人博
『過労自殺』
(2019)

(2) 専門家(医学、法学、社会学、福祉学など)と 労災市民団体の幅広い協力・連携

非正規雇用や労災の問題では、専門家や意識ある若い学生・活動家が中心になり、相談や調査活動を展開

→幅広い団体、労働組合が連帯

とくに、**現場に**即した課題を労働組合が**専門家**に伝え、持続的な取組みを進めている点はきわめて原則的である。

また、現実課題解決のために、国内だけでなく、欧州諸国や日本などで先行する運動・経験を参考にしつつ、創意工夫を加えた独自の闘い方を展開している。

例えば、「サムソン白血病」事件で大きな役割を果たした「**パンオルリム**」は、

- ①連帯、②被害者支援・相談、③実践、④研究、⑤広報を基本として活動を進めた。

コロナ禍で業務量急増。過労死、多発
「**宅配労働者過労死対策委員会**」
宅配連帯労組、民主労総、多くの労働・市民団体が2020年7月28日に結成
調査・研究を進めるとともに、
文在寅政権の方針もあり、政労使の「**社会的合意**」へ(2021年1月21日)

現在、その充実化とともに、依然として合意を受け入れない企業クツパンの責任を追求している。

→**[追加資料(3)参照]**



(3)利潤優先に固執し生命・健康を軽視する 企業責任を妥協無く追及

韓国の労働安全保健運動は、イギリスの2007年「企業殺人法」などに学び、2021年1月「**重大災害処罰法**」を成立させた。

死亡を伴う重大災害を引き起こした企業の刑事責任を定める法律として、「生命よりもカネ」の考え方に反省を迫る。

とくに、粘り強い運動を展開し、市民の共感を大きく広げ、経営者の反対や政府の消極姿勢を乗り越えたことは注目に値する。

ただ、同法の適用をめぐるのは執拗な抵抗を続ける経営者・政府当局との厳しい対抗が続いている。

とくに、「重大災害」に「過労死」を含め、**過労死発生企業の刑事責任を法定すること**が、過労死予防をめぐる労働安全保健運動の次の**大きな課題**となっている。

重大災害処罰法の概要(一部)

重大産業災害

□(結果) 産業災害(日本の労働災害に相当)により、以下のいずれかに該当する結果が生じた場合

- ① 死亡者が1人以上発生
- ② 同一の事故により6カ月以上治療が必要な負傷者が2人以上発生
- ③ 同一の有害要因により大統領令で定める職業性疾病者が1年以内に3人以上発生

□(被害者) 従事者(労働者に加え、請負・委任・委託など外注先の労務提供者)

□(責任)

(1)経営者等の刑事責任

・死亡災害 1年以上の懲役または10億W以上の罰金 (併科可能)

・死亡無し 7年以下の懲役または1億W以下の罰金

(2)法人の刑事責任(両罰規定)

・死亡災害 50億W以下、死亡なし 10億W以下の罰金

(3)法人の損害賠償責任

・故意・重過失の場合、被害者に損害額の5倍以下の範囲で賠償

(4) 労災・過労死の広がり 差別的雇用形態との関連を機敏に把握

運動側が主張し続ける**広い労働者概念**
企業・資本による**偽装・脱法を批判**

労働団体・市民団体は、早くから現在まで、実態に基づく労働法の適用を主張し、「広い労働者概念」を重視し続けている。

とくに、労働災害死亡が多い「**間接雇用**（下請、派遣など）」「**特殊雇用**（偽装自営業）」については「**危険の外注化**」を主張。

さらに、早くから「**偽装自営業**」による使用者責任回避を批判し、運動の結果、一部業種について、産災、雇用保険の適用を獲得した。→「**特殊勤労形態従事者**」（略称：特殊雇用）。

これら労働者の過労死問題を当初から除外せず、継続して取組み続けている。

最近では、宅配労働者、警備員などで過労死が問題化。**[→追加資料(3)]**

間接雇用(事業場内下請)

労働災害死亡が多い

→24年6月、23名が死亡したアリセル惨事。
20名が非正規職（間接雇用）。

(例) **韓国製鋼事件**(従業員 約300人)

22年3月、60代の下請業者労働者が炉の口を塞ぐ1.2トンの鉄板に挟まれ死亡。鉄板固定ベルトはひどく損傷していた。

重大災害処罰法施行2ヵ月の死亡事故。検察は下請だけでなく韓国製鋼(元請)代表のS氏も起訴。1,2審判決は懲役1年の実刑を宣告。23年12月、大法院が原審と同じ判断。元請社長、初めての実刑が確定。

特殊雇用（偽装自営業者）

実態は労働者だが、自営業者とされ、労働法の適用を除外されている。運動の結果、一部改善され、産災保険、雇用保険は適用拡張。保険設計士、学習誌教師、ゴルフ場キャディー、宅配便運転手、クイックサービス運転手、融資募集人、クレジットカード会員募集人、代行運転手、訪問販売員、持ち込みトラック運転手、建設機械従事者

(5)過労死予防治法制定と 今後の日韓交流の必要性①

・第21代国会で発議された「**過労死予防**」に関する**二つの法案**〔追加資料(2)参照〕をめぐって2023年12月5日、国会・環境労働委員会の公聴会が開かれ、賛否の立場にわかれて専門家などの陳述人が意見を述べた。

その中で2人は、日本の過労死防止法の意義を高く評価したが、経営者団体の陳述人は日本法には多くの限界があり過労死予防に大きな効果を上げていないと主張した。法案は第21代国会では審議未了で終わったので、2024年4月に選出された第22代国会に持ち越されることになった。

・たしかに、施行10年を経過した**日本の「過労死防止法」について、現在の韓国における注目度は微妙**である。

経営側は、実際的に大きな効果がないと否定的・消極的な面を強調する。また、労働側については、関連のニュース、文献・研究論文などを探した限りでは、日本の過労死予防治法の積極面に注目する論者や日本への関心は、2015年～2017年ころのように多いとは言えない。

(5)過労死予防法制定と 今後の日韓交流の必要性②

・何故か？私見であるが、韓国では、過労死をめぐる現実の厳しさは日本と同等ないし、むしろそれ以上である。

日本に学んで過労死問題への取組みを果敢に進めてきたが、労働人權否認ではきわめて悪質な財閥大企業との対決を回避できない韓国では、過労死企業に刑事処罰を求めることが大きな焦点となっている。そして、**重大災害処罰法制定運動**を進めるにあたって「微温的な」日本の「過労死防止法」では十分に参考にならないことがその一つの理由であると考える。

韓国では、過労死を無くすためには、一方では、**悪質な過労死企業を刑事罰によって厳しく取り締まる**ことを求めるとともに、**過労死予防について政労使の「社会的合意」**を追求している。

・過労死の多い日韓両国で真に過労死を無くすために、**一段レベルを上げた相互の深い交流が必要**となっている。

今後、日韓交流を深めるためには「韓国が日本を学ぶ」のが当然と思うのではなく、韓国の新たな段階での果敢な取組みについて理解を進め、むしろ「日本が韓国に学ぶ」という姿勢が必要になっていることを強調したい。